



「#検察庁法改正案に抗議します」の衝撃：芸能事務所への独占禁止法の適用とその民主的意義

木下, 昌彦

(Citation)

判例時報, 2450・2451合併号:287-291

(Issue Date)

2020-09-21

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008931>



「検察庁法改正法案」が意味するもの (5)

「#検察庁法改正案に抗議します」の衝撃

芸能事務所への独占禁止法の適用とその民主的意義

木下昌彦

第1 はじめに

2020年5月、新型コロナウイルスの流行により全国に緊急事態宣言が発せられるなか、安倍政権は、検察幹部の定年延長を内閣の裁量次第で可能とする検察庁法改正案の早期成立を目指していた¹⁾。同法案に対しては、政権による検察官への不当な介入を招きかねない等の批判もあったが、これまで特定秘密保護法、新安保法制、共謀罪創設など様々な法律を強行に成立させてきた安倍政権を止めることはできないと考えられていた。しかし、安倍政権は最終的に今国会での法案成立を断念せざるを得なくなった。

社会隔離の要請によりデモ活動が自粛されるなか、安倍政権を追い込んだのは、Twitter上に広がった無数の抗議ツイートであったと言われている。最初は、「#検察庁法改正案に抗議します」というハッシュタグを付け法案への抗議を示した無名の一人の市民によるツイートから始まったも

のであったが、小泉今日子、浅野忠信、きやりーばみゆばみゆといった著名な芸能人も同じハッシュタグを付け抗議のメッセージを次々にTwitterに投稿、その行動が瞬く間に拡大したのである。

政府が提出していた検察庁法改正案については多数の法的論点が存在している。ただ、本稿では、それらの論点は他稿に譲り、むしろ、世論を動かした芸能人たちの行動に着目したい。これまで、政治的発言、特に時の政権に対して異議を唱えることに日本の芸能人は消極的であると言われてきた。そのなかで、少なくとも芸能人たちが、今回、政治的言論を発した背景には、単に法案それ自体の問題点だけでなく、独占禁止法の適用について公正取引委員会が新たな見解を示したことを契機として芸能界の構造が質的に変化しつつあることが指摘されている²⁾。

検察庁法改正に対する抗議として現れた芸能界の変化は単にワイドショーの話題に留めるべきものではなく、日本における民主主義の発展において重要な意義を持つもの

であり、それは独占禁止法が本来担うべき役割、すなわち、民主主義の前提となる経済構造を維持、実現するという役割を再確認させる出来事でもある。本稿ではその点を掘り下げて論述しておきたい。

第2 民主主義と独占禁止法

民主主義と経済構造の関係については、民主主義は国家の統治機構の問題であり、私人間の経済活動から成る経済構造とは無関係であるというのが最も受容された見方かもしれない。しかし、政治思想の分野では、ハリントン、ジェファソン、ブランドイス、そして、サンデルに至るまで、民主主義は一定の経済構造を前提として初めて維持、機能し得るという発想が大きな力を持つてきた³⁾。そのような政治思想の流れのなかで共通の前提となってきたのは、少数が独占的寡占の支配者が存在し、多数が独占的寡占の支配者に経済的に従属するような経済構造は民主主義とは相容れない要素を持つというものである。

実際、独占的な経済構造は、様々な経路により民主主義と矛盾する事態を生み出す³⁾。第一に、独占的な経済構造では、一部の独占者が多大な超過利潤(レント)を獲得することになるが、独占者は、その超過利潤を政党や政治家への政治献金やロビーイング等の政治的、非市場的投资へと振り向けることができる。民主主義は投票価値の平等に体现されるように、経済力の差異も含め個人の一切の属性を捨象したうえで、個人間の政治的影響力が平等となることを理想としている。しかし、経済構造のなかで独占的支配権を有する個人や法人は、経済的影響力の政治的影響力への転化を通じて、統治構造のなかでも自らの意思を反映させることができる独占的支配者となり得る。第二に、独占的な経済構造では、少数の経済的支配者が、多数の個人の政治活動や言論活動を左右する事実上の能力を持ち得る。民主主義は、定期的な選挙だけでなく、個人の持続的な政治活動や言論活動によって支えられている。憲法が政治活動や表現の自由を民主主義に不可欠なものとして特に重要な権利として位置付けていることは周知のことである。しかし、経済的支配者に経済的に依存する個人は、経済的支配者から取引関係など経済的依存関係の切断を背景に特定の言論をするよう、あるいは政治活動を止めるよう求められた場合にはそれを事実上拒むことができず、表現の自由は画餅に帰してしまう。

ここで重要な点は、戦後日本の民主主義もまた、民主主義と独占的な経済構造は相反するものであるとの前提のもとで構築さ

れたものだとしたことである。1945年8月から開始された民主化の究極的法的根拠は、「日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ」と規定したポツダム宣言10項にある。明治憲法下の天皇主権は、同項がいう民主主義的傾向の「障礙」の最たるものとして位置付けられ、国民主権を基盤とした日本国憲法が制定された。

しかし、連合軍最高司令官総司令部（GHQ）が、民主主義的傾向の「障礙」として位置付けたのは、天皇主権の統治機構だけではなく、地主制、極端な経済的格差を民主主義的傾向の「障礙」として位置付け、財閥解体、農地改革、労働改革など革命的な経済構造の変革を求めたのである。経済的権力の集中を民主主義の「障礙」とみなすその発想は、GHQの政策形成を主導したニューディーラーを介し、当時アメリカで大きな影響力を有したブランドイースの思想が反映されたものと捉えることができる。同時期に制定された日本国憲法が目指す民主主義もまた独占的な経済構造の否定を前提としたと考えるのが自然であり、その制定の前後に実施されていた財閥解体や農地改革のような経済改革を、憲法は、許容、むしろ要求していると解すべきである。

そして、そのような戦後の経済改革の申し子と言えるのが、1947年に制定された独占禁止法である。独占禁止法は、経済構造それ自体の変革を求めた財閥解体と比較して基本は特定の経済的行為を規制するものに留まるが、その究極的目的は財閥解

体と異なるところはない。すなわち、独占禁止法の目的規定である1条は、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」と規定し、消費者利益だけでなく、国民経済の民主的発達を独占禁止法の目的として掲げている。ここでの国民経済の民主的発達は、自由競争を基盤とする経済秩序とほぼ同義で理解される場合もあるが、独占禁止法の起草者でもある橋本龍伍が「経済の民主化ということは、政治上に民主主義を実現し易くするような経済組織を採ることである」と記述するように、民主的な統治制度に適合的な経済の発達と理解されるべきである。独占禁止法の個別の規定の多くは抽象的な文言で記述されているが、一般的な法解釈の技法に従う限り、この目的規定、さらには憲法が依拠する民主主義の理念を踏まえたうえでの解釈が本来は求められている。

なお、アメリカの反トラスト法の学説、実務では、1970年初頭まで、民主主義の実現を反トラスト法の究極的目的と位置づけ、独占的経済構造それ自体を問題視するブランドイース学派が優勢であったものの、1970年代後半以降、反トラスト法の目的を経済的効率性と消費者余剰の拡大へと縮減したシカゴ学派によってその支配的地位を奪われたことがよく知られている。しかし、近年、GoogleやAmazonのように巨大な独占的企業が登場し、それが経済分野だけでなく、社会や政治にも波及的に深刻な影響をもたらしていることが指摘されるなかで、ネオ・ブラン

ダイス学派と呼ばれるようにブランドイース学派は再び影響力を持ちつつある。前述のように日本の独占禁止法はブランドイース学派の影響のなかで制定されたものであるが、少なくとも、後述する芸能界の分野においては、ブランドイース学派の視点は有益な示唆を得ることができると考える。

第3 芸能界の掟とタブーとしての芸能人の政治的発言

ジェファソンやブランドイースの思想について注目すべき点は、独立自営農民や零細の自営業者のように自己の責任により独立して活動する職業が民主主義を支えるうえで重要な職業として挙げられていることである。彼らは独立して経済活動を行うことこそが、民主主義を支える公民としての美德を涵養し、さらに自由な政治活動を可能にすると考えていた。自己の才能や魅力を資源として経済的活動に携わる芸能人は、本来、自らの意思により言論活動を行える存在として民主主義を支える役割を担い得る職業とも言える。特に、その言動が常にメディアによって報道される著名な芸能人は、特定の意見や見解を広く人々に伝えるハブとなり得る。現に、アメリカにおいて芸能人を抜きにして、世論形成を語ることはできないと言っても過言ではない。

しかし、日本の芸能人は、伝統的に言論活動に消極的であり、その背後には日本特有の芸能界の構造があることが指摘されている。日本の芸能界は芸能事務所を中心に動いており、芸能界で活動する芸能人は、

特定の芸能事務所に所属することが基本である。芸能事務所の業務は、所属芸能人のスケジュール管理、出演交渉や宣伝活動といったマネジメント業務、芸能人の身の回りの世話等が中心となるが、事務所によっては、ダンスレッスンなどの芸能人の育成業務や独自コンテンツを作成するプロダクション業務まで手掛けることもある。

各芸能人は独立した事業者であるという前提のもと、芸能事務所と芸能人との間の契約は、雇用契約ではなく業務提携契約として締結されている。このような契約の性格付けについては議論のあり得るところであるが、芸能界には、契約とは別に、①所属事務所を独立してはならない、②事務所の移籍をしてはならない、③所属事務所の指示に従わなければならないといった不文の「芸能界の掟」があるとされてきた。

芸能事務所は、この芸能界の掟を破った芸能人に対し、芸能界におけるその後の活動の場を奪うこと、いわゆる「干す」という制裁を科すことで、芸能界の掟を守らせてきた。芸能人は個人事業主であるから、芸能事務所から独立し個人事務所を立ち上げたり、別の事務所に移籍したりしても、従来通り、テレビや映画の仕事に従事できそうである。しかし、芸能事務所が、テレビ局や映画の制作会社に、独立した芸能人を起用した場合、所属芸能人を全員引き上げると示唆したり、そのような芸能事務所意向をテレビ局が付度したりすることで、独立した芸能人を起用するテレビ局はなくなり、芸能人は干されるのである。芸能界の掟は、契約ではないが、芸能人を干

すという非公式のエンフォースメントの存在により事実上契約以上の効力を獲得してきたと言える。国民的人気を誇ったSMA Pのメンバーが業界に強い影響力を持つジャニーズ事務所から必ずしも円満とは言えないかたちで独立したことが報道された後、急にテレビに登場しなくなったのはよく知られている。

そのような芸能界の掟のなかで芸能事務所は所属芸能人に対して政治的発言を控えるよう指示してきたと言われている。社会の最大公約数に商品やサービスを提供したいテレビのスポンサー企業は、特定の政治色に染まった芸能人を起用することを嫌うと言われており、芸能事務所は所属芸能人の政治的発言が当該芸能人の仕事の幅を縮小させ、結果として事務所の収益が失われる事態を回避したいとの事情があると考えられる。芸能事務所からの指示に反し、政治的発言を行った芸能人は、制裁や見せしめとして、以後事務所から仕事を回してもらえなくなり、仮に事務所から独立しても、所属事務所による圧力によって業界全体として干される危険性がある。すなわち、芸能人は、政治に対して口を閉ざすか、職業である芸能人を辞めるかという二者択一に直面してきたと言える。

ただ、より懸念されることは、芸能事務所が、実は政治的に無関心、中立的ではないかもしれないことである。芸能事務所は、政治的発言に消極的であるとされる一方、政権を担う安倍晋三首相と所属芸能人が面会し、それが報道されることに対して

は広く許容しているのが現実であり、それは政権にとって大きな広告効果を生んでいると報道されている。芸能事務所には様々な業務を発注する政府は、芸能事務所にとって重要な顧客である。例えば、吉本興業は、新たに、教育向け動画配信事業をNTTと共同で開始する計画を立ち上げ、官民ファンドである海外需要開拓支援機構（いわゆるクールジャパン機構）が最大100億円の出資をすると報道されている。吉本興業の株式は現在非公開であり、正確な経営状態は明確でないものの、2009年時点で、テレビ番組の半分以上に吉本所属タレントが出演していたと言われている。さらに、近年では、専門職としてのニュースキャスターに代わり吉本所属のお笑いタレントが報道番組の司会・進行を担当する例も決して珍しくはない。しかし、現政権下で多大な出資を受ける予定の吉本興業に所属する芸能人が、芸能界の掟のなかで、権批判や中立的な言論をどこまで自由に行い得るのか疑問がある。吉本興業から所属芸能人への直接の指示がなくとも、所属芸能人が「忖度」することは十分にあり得え、政府の方針と異なる言論の抑圧の可能性が構造的に存在することは否定できない。また、吉本興業やジャニーズ事務所のような巨大な事務所は、単に所属芸能人だけでなく、所属芸能人を多数起用するテレビ局や新聞などの報道機関にも影響力を行使できる立場にあり、報道機関がそれらの芸能事務所に関する諸問題を中立的に報道できるのかという問題もある。

第4 公正取引委員会の新たな動きと今後の課題

芸能界の掟に代表される芸能界の旧態依然とした構造に風穴を空けたと言われるのが、2018年2月15日に公正取引委員会が取りまとめた「人材と競争政策に関する検討会報告書」（以下、報告書）である。従来、公正取引委員会の関心は専ら企業間の競争であり、芸能人のような個人事業主については十分な注意が払われてこなかった。しかし、報告書は、個人事業主による役員提供の受注と発注においても独占禁止法が適用されることを再確認し、芸能事務所などによる移籍制限行為が独占禁止法上の問題となり得ることを明らかにした。従来、芸能事務所は人材育成投資費用の回収を移籍制限の合理的根拠としてきたが、同報告書は、移籍制限が人材育成の投資費用回収のために不可欠なものであるとは言えないと踏み込んだ判断も示している。

この報告の後、公正取引委員会は、芸能界との関係で積極的な姿勢を見せ、2019年7月には、退所したSMA P元メンバー3人の番組起用を妨げるような働きかけがあった場合は、独占禁止法違反につながる恐れがあると内容の注意をジャニーズ事務所にしたことが報道されている。さらに、同年9月25日、公正取引委員会は、独占禁止法上問題となり得る芸能事務所の具体的行為の例を公表し（以下、公取資料）、そこでは、芸能事務所が所属芸

能人に対して、芸能活動を妨害する旨示唆して、移籍・独立を諦めさせることが優越的地位の濫用等に、また、実際に前の所属事務所がテレビ局等の出演先や移籍先に圧力を掛け、独立・移籍した芸能人の芸能活動を妨害することなどが、取引妨害、取引拒絶等に当たり得るとの立場が示された。

独占禁止法上、芸能事務所がテレビ局等に圧力を掛け、芸能人を干すことができないことが明らかになれば、芸能界の掟の非公式のエンフォースメントが消失する。芸能人が移籍の自由を享受できるようになれば、芸能事務所と芸能人との力関係もより対等なものとなり、政治的発言も含む芸能人の自由な活動が可能となり得る。芸能人による検察庁法改正への抗議というような言論活動が、独占禁止法の適用可能性によって活性化たのであれば、民主主義に相応しい経済構造の形成という独占禁止法が本来有していた役割が発揮されたと言える。

ただ、芸能界の構造を民主的なものへと根本的に変えていくという観点から、現在示されている公正取引委員会の見解や既存の独占禁止法の枠組みにはさらに検討を要すべきいくつかの課題があるように見受けられる。

第一は、芸能事務所が関与する市場が報道活動や表現活動に密接に係る市場であることを独占禁止法の適用上どのように評価すべきかという問題である。公取資料は、芸能事務所の行為が、実際に独占禁止法違反となるかどうかは、具体的に態様に照

らして個別に判断されるとし、特に優越的地位の濫用の適用上問題となる「不当に不利益を与える」か否かの認定においては、①課される義務等の内容や期間が目的に照らして過大であるか、②与える不利益の程度、③代償措置の有無やその水準、④あらかじめ十分な協議が行われたか等が考慮されるとしている。

これは公正取引委員会の伝統的枠組みに従ったものである。しかし、独占禁止法の究極的目的が民主主義に適合する経済構造の維持・構築にあるならば、具体的行為の評価は、当事者の経済的利益への影響だけでなく、言論市場への派生的影響も踏まえるべきである。芸能人の移籍独立への妨害は、言論市場から多様性を奪い、芸能人や報道機関の言論活動の萎縮に繋がる点で民主主義への弊害が大きい。それ故、芸能界における移籍独立の妨害は、スポーツ事業分野よりも独占禁止法の適用が強く要請されると言える。また、移籍独立への妨害可能性それ自体が弊害を生んでいる現状に鑑みれば、個別判断ではなく予防的観点から類型的判断手法も採用されるべきである。

すること」に該当するか否かの問題となるように思われる(独占禁止法2条9項5号ハ)が、公正取引委員会は未だ明確な見解を示していない。

この論点については、政治的言論は非経済的活動であり、仮に政治的言論の禁止が契約条件となっても、芸能人は直接的に経済的不利益を被るわけではなく、それが市場の競争に与える影響も明確ではないことから、この問題は独占禁止法の問題関心の範囲外であるという見方もあるかもしれない。ただ、優越的地位濫用規制の法的性格を競争との関係で位置付ける必然性はなく、むしろ、民主主義への弊害防止が独占禁止法の究極的目的であるならば、優越的地位濫用規制が防止しようとする「不利益」から民主主義にとって不可欠な表現の自由を失うことをあえて排除する理由はないと考えられる。

もつとも、政治的言論の禁止はテレビ等における活動を広げるために必要なことであり、所属芸能人にも利益になることであるという芸能事務所主張もあり得よう。しかし、自身の活動の幅と政治的活動のいずれを選択するか否かは本来自律した個人事業主である芸能人自身が判断すべきことであり、芸能事務所が優越的地位を利用して決定できる事柄ではない。さらに、表現の自由は芸能人本人だけの問題ではなく、公共の利益ともなるものであるから、少なくとも、これまで芸能界において当然視されてきたように芸能事務所が所属芸能人の政治活動を一律に禁止することは独占禁止法

上も違法な行為となると考えるのが適切であろう。また、同じ考え方は、例えば、芸能人の引き上げを示唆して、テレビ局や報道機関に芸能事務所が特定の報道をするよう、あるいは、しないように働きかけることにも適用されると考える。

第三は、現在の行為規制が中心となる独占禁止法の枠組みによつては、芸能界の構造を完全には変革できないのではないかと懸念である。芸能人を「干す」メカニズムは、関係者の阿吽の「忖度」によつて成立しており、必ずしも指示や命令のような特定の具体的な行為が常に介在するわけではない。「忖度」は特定の行為ではなく、特定の事務所が多数の著名芸能人を抱え、多角的な事業展開をする芸能界の支配的経済構造から生まれるものであり、「忖度」を予防し、解消するためには、芸能事務所に対する構造的規制が必要かもしれない。とりわけ、吉本のようにマネジメント業務、エージェント業務、プロダクション業務に同時に従事する企業形態を許容することは、芸能人と芸能事務所との間の利益相反の懸念があるうえ、芸能界において独占的寡占的支配を生み出し、さらには、政治と結合する危険性を有している。芸能事務所は、民主主義にとつて不可欠な言論市場に最も近い存在であり、そこに吉本のよる巨大企業が存在しているのかは検討の余地がある。アメリカでは、1962年に、司法省が、エージェント業務のみならずテレビや映画のプロダクション業務などを幅広く手掛けた絶大な支配力をもったM C

Aを、反トラスト法違反で訴え、最終的にエージェント業務を切り離す和解に応じたことが有名である。

もつとも、巨大エンターテイメント企業の登場への対策を独占禁止法だけに全て委ねるのではなく、アメリカのカリフォルニア州のように、芸能人のエージェント業務を許可制にしたうえで、銀行のように他業種参入を禁止するというような新たな営業規制の導入もあり得るかもしれない。

なお、構造的規制の導入については憲法22条によつて保障される営業の自由あるいは憲法29条によつて保障される財産権の侵害に該当し、違憲の疑いがあるという指摘がある。しかし、このような見解は経済的自由に関する判例法理を十分に踏まえていないものと言わざるを得ない。最高裁は小売市場事件判決において、憲法は、国の責務として積極的な社会経済政策の実施を予定していると述べたうえで、社会経済全体の均衡のとれた調和的発展を図るための立法については、広範な裁量を認めている。民主主義の実現を目的に独占的企業の影響力を分散させる法制度が合憲となることは判例上ほぼ疑いがないだろう。

第5 おわりに

本論稿においては、独占的な経済構造が民主主義を支える政治過程や言論市場においても弊害を生じさせるという事象を前提に、日本の独占禁止法の究極的目的がそのような独占的な経済構造の構築を抑制する

ことにあること、そして、近年の公正取引委員会が芸能界に対して示した独占禁止法の適用可能性は単に芸能界における競争の促進に貢献するだけでなく、民主主義の実現という独占禁止法の目的の観点からも意義があることを論じた。今後は、芸能界の掟に代表される非民主的な構造の根本的な解消のために独占禁止法はどのようにその適用法理を発展させるべきか、あるいは、独占禁止法以外の法制度の枠組みとしてどのようなものがあり得るかが検討されていくべきである。

- (1) 緊急事態では内閣限りで法律と同等の効力をもった政令を制定できるように憲法改正により緊急事態条項を設けるべきであるとの見解もある。しかし、仮に緊急事態条項が存在していた場合、今回の検察庁法改正の案件がどのような経緯を辿ったのかを想像してみることが不可欠であろう。
- (2) 松谷創一郎「政治に対して声を上げ始めた芸能人―#検察庁法改正案に抗議します」の背景」(2020年5月13日/『Yahoo! ニュース個人』)(<https://news.yahoo.co.jp/byline/soic-hinomatsutani/20200513-00178207/>, 2020年7月10日最終閲覧)。
- (3) この論点については、木下昌彦「21世紀の財産権と民主主義―富の集中の憲法的意義とその統制について―辻村みよ子ほか『国家と法』の主要問題」(日本評論社, 2018年)も参照。
- (4) 民主主義と独占的な経済構造の矛盾について論じた論稿は無数にあるが、分かり易く整理された近年の論稿として、例えば、Zephyr Teachout & Lina M. Khan, Market Structure and

Political Law: A Taxonomy of Power, 6 Duke J. Const. L. & Pub. Pol'y 37 (2014).

- (5) 日本国憲法が貫く理想は政治と経済と文化の全ての領域を徹底的に民主化することであるから、経済の民主化にとって不可欠の施策である農地改革や財閥解体は憲法と矛盾するものではないと論じるものとして、我妻榮「農地改革は憲法違反か」『民法研究VIII憲法と私法』(有斐閣, 1970年) 309頁(初回は、法律タイムズ2巻1号20頁(1948年))。
- (6) アメリカ政治思想と独占禁止法の成立との結合については、平林英勝『独占禁止法の歴史上』(信山社, 2012年)を参照。

- (7) 橋本龍伍「独占禁止法と我が国民経済」(日本経済新聞社, 1947年) 8頁。

- (8) David Daven, This Budding Movement Wants to Smash Monopolies, The Nation (April 4, 2017), (<https://www.thenation.com/article/archive/his-budding-movement-wants-to-smash-monopolies/>, 2020年7月10日最終閲覧)。なかでも、Lina M. Khan, Amazon's Antitrust Paradox, 126 Yale L.J. 564 (2017), は、ネオ・ブランドイスマ学派を代表する論稿として有名である。同論又は、一人のロースクール生が書いたものであったが、Amazonの経営戦略を詳細に分析したうえで、旧来のシカゴ学派の枠組みによってはAmazonの市場独占とその弊害を防止できないと論じており、アメリカのみならず日本の独占禁止法実務にも影響を与えたと言われている(西條都夫「アマゾンを追いつめた学術論文」日本経済新聞電子版(2018年3月21日)(<https://www.nikkei.com/article/DGXNZO28350790Q8A320C1X12000/>, 2020年7月10日最終閲覧)。

www.nikkei.com/article/DGXNZO28350790Q8A320C1X12000/

- (9) 職業との関係におけるジェフアソシヤやブランドイスマの思想については、木下昌彦「職業の自由と自己統治…ブランドイスマが残した一つの可能性」憲法問題30巻36頁(2019年)も参照。
- (10) 本稿でも、芸能事務所に所属する芸能人を、「労働基準法上の労働者」ではなく、独占禁止法が専ら適用対象とする「事業者」となる個人事業主として位置付けている。実際、「Twitter」で影響力をもつ著名芸能人は「労働基準法上の労働者」ではなく、個人事業主として位置付けられる場合が多いであろう。
- (11) 星野陽平「芸能人はなぜ干されるのか? 芸能界独占禁止法違反(増補新版)」(鹿砦社, 2016年)。
- (12) 河村能宏ほか「芸能人、政治語れば干される不安 政権側は寄ってくる」朝日新聞デジタル(2019年7月24日)(<https://digital.asahi.com/articles/ASM7M77LFM7MUCV102J.html>, 2020年7月10日最終閲覧)。
- (13) 同右。
- (14) 「NTTと吉本興業、教育動画配信で新会社 世界展開も」日本経済新聞 電子版(2019年4月21日)(<https://www.nikkei.com/article/DGXNZO44016400R20C19A4TJC000/>, 2020年7月10日最終閲覧)。
- (15) 加谷圭一「吉本興業、騒動の一因は肥大化にあり? 芸能事務所の規模はどのぐらいが適正なのか」ビジネス+IT(2019年8月9日)(https://www.sbit.jp/article/cont/36781_20200710最終閲覧)。
- (16) 「ジャーニーズに『注意』 公取委の狙いは?」日本経済新聞電子版(2019年7月18日)(<https://www.nikkei.com/article/DGXNZO47464800Y9A710C1000000/>, 2020年7月10日最終閲覧)。

nikkei.com/article/DGXNZO47464800Y9A710C1000000/

- (17) 公正取引委員会「令和元年9月25日委員長と記者との懇談会配布資料2『人材分野における公正取引委員会の取組』」
- (18) 白石忠志「独占禁止法(第3版)」(有斐閣, 2016年) 417頁参照。
- (19) 芸能事務所やCMのスポンサーが芸能人と政治的言論を禁止する契約を締結することは私人間の行為であり、憲法は適用されず、よって独占禁止法の解釈適用においても憲法を考慮する必要はないとの考え方があられるかもしれない。しかし、三菱樹脂事件において最高裁が示した立場は、「私人間の関係」に憲法が適用されない」と述べるに留まり、「私人間の関係」を規律する「法律」に憲法の適用がないと述べたものではない(最大判昭48・12・12民集27巻11号1536頁)。むしろ、最高裁は百里基地事件において、人権規定は、「憲法より下位の法形式によるすべての法規の解釈適用に当たって、その指導原理となりうる」と論じている(最判平1・6・20民集43巻6号385頁)。独占禁止法の解釈適用においても、当然、憲法の規定が指導原理になると考えられる。
- (20) Koh Siok Tian Wilson, Talent Agents as Producers: A Historical Perspective of Screen Actors Guild Regulation and the Rising Conflict with Managers, 21 Loy. L.A. Ent. L. Rev. 401, 407 (2001).
- (21) カリフォルニア州における関係条項については、星野、前掲注(11)に詳細な邦訳がある。
- (22) 最大判昭47・11・22刑集26巻9号586頁。
(著)したまやちゆう・神戸大学准教授